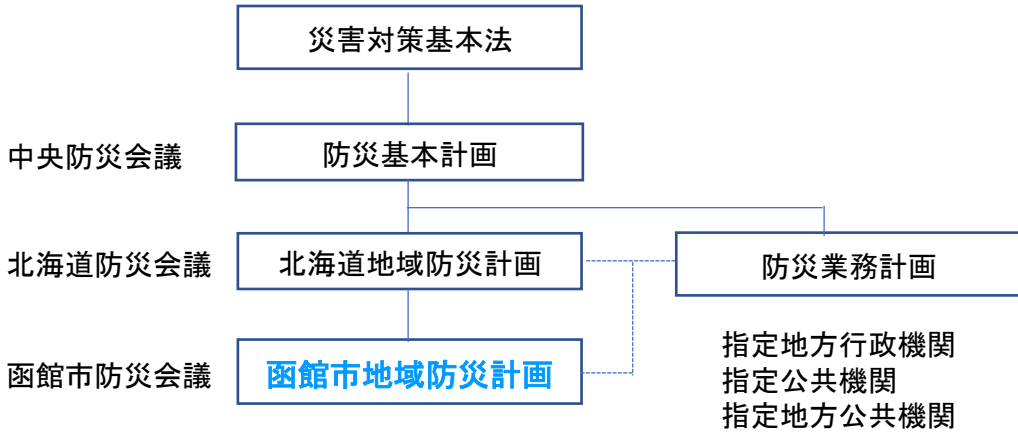


函館市地域防災計画

【改訂の概要】

◆ 函館市地域防災計画の目的と位置づけ

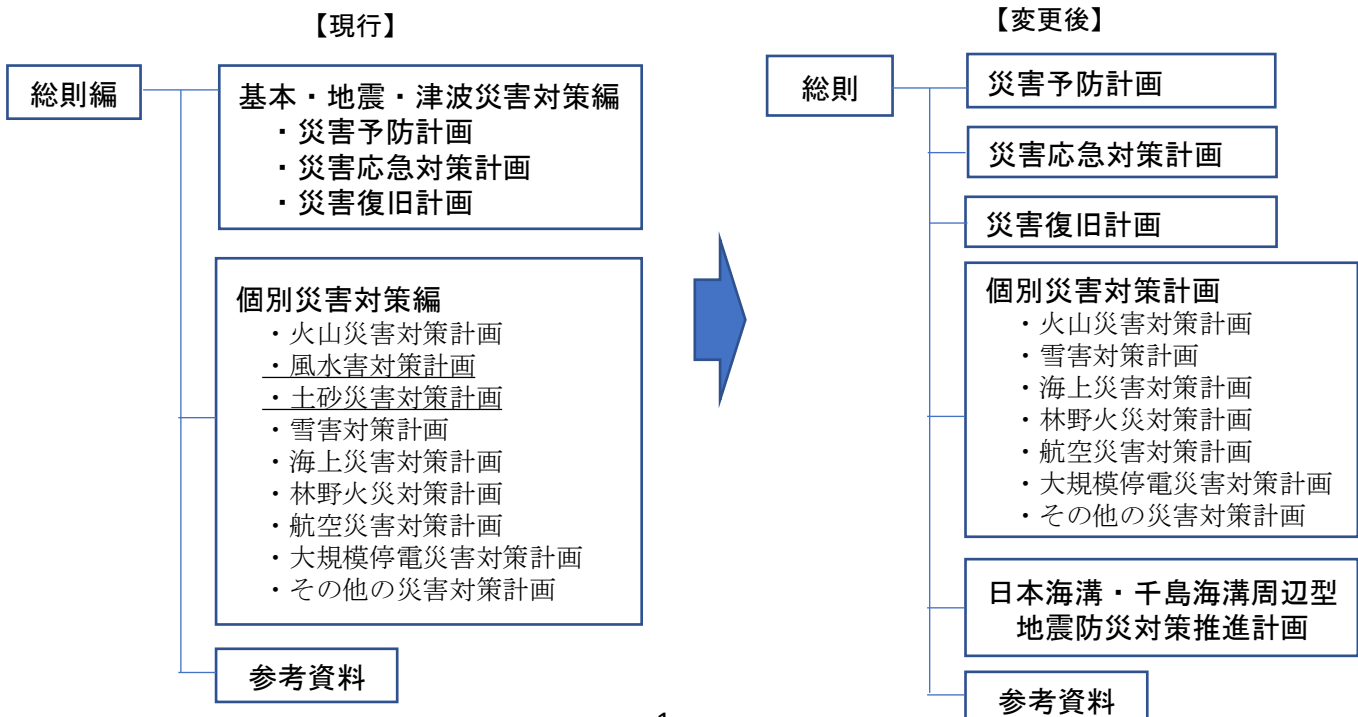
函館市地域防災計画は、災害対策基本法第42条および函館市防災会議条例第3条の規定に基づき、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的として、函館市防災会議が作成するものです。



◆ 令和5年改訂のポイント

1. 全体構成の変更

- 現計画では、地震・津波災害への対策を基本としたうえで、個別災害対策編において、災害種別ごとに対策を記載しているため、記載事項の重複等があることから、改訂案では、比較的発生頻度が高い風水害、土砂災害への対策を加え、共通事項として構成を整理し、予防計画、応急対策計画、復旧計画として位置付けた。
- これに加え、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法の改正により、函館市が地震防災対策推進地域の指定を受けたことから、地震および津波対策を網羅した地震防災対策推進計画を追加する。



【全体構成の変更に伴う主な修正箇所】

▶ P37 第3項 河川・海岸施設の予防対策 4～6

地震・津波対策編、風水害対策計画にそれぞれ記載していた内容を一つの項に集約

▶ P59 第5項 職員の動員・配備「市職員の動員・配備基準」

風水害対策計画に記載していたものを一つの表に集約

体制	配備基準		主な対応内容	必要対策部	
	地震・津波	風水害			
		土砂災害			洪水災害
災害対策本部設置前 (第1非常配備体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市域内で震度4の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視、警戒 ・被害情報の収集伝達 ・避難所の開設 ・次の配備体制への移行準備 	関係対策部 (災害時活動要領に基づく第1非常配備)
災害対策本部設置後 第2非常配備(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 ・太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達した場合 ・避難判断水位に到達し、さらなる降雨が見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・避難所の開設 ・被害把握と公表 ・応急復旧 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備 	全対策部 (災害時活動要領に基づく第2非常配備)
災害対策本部設置後 第3非常配備(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ・地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生した場合 ・大雨特別警報(土砂災害)が発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視、警戒 ・避難情報の発令 ・迅速な応援要請 ・救助救出 ・避難所の運営 ・応急復旧 	全対策部 (災害時活動要領に基づく第3非常配備)

▶ P67 土砂災害に関する情報の収集・伝達

土砂災害対策計画に記載されていた内容を災害応急対策計画に集約

▶ P118 第1項 警戒体制 1～2

地震・津波対策編、風水害対策計画でそれぞれ記載していた内容を一つの項に集約

2. 令和3年5月災害対策基本法の改正等に伴う修正

(1) 避難情報の見直しに関する事項

- 災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を発令するなど、避難情報の包括的な見直しについて修正する。
- 同時に改正された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、各種災害に対しての避難情報の発令基準等について修正する。
 - ▶ レベル5：災害発生情報⇒「緊急安全確保」
 - ▶ レベル4：「避難勧告」と「避難指示（緊急）」⇒「勧告」を廃止し「指示」に一本化
 - ▶ レベル3：「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「高齢者等避難」

これまで		警戒レベル	新たな避難情報等
5	災害発生情報 (災害を確認した時に発表)	5	災害発生 又は切迫 緊急安全確保
4	避難指示（緊急） 避難勧告	4	災害の おそれ高い 避難指示
3	避難準備・ 高齢者等避難開始	3	災害の おそれあり 高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮 注意報（気象庁）	2	気象状況変化 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報 （気象庁）	1	今後気象状況 変化のおそれ 早期注意情報（気象庁）

【避難情報の見直しに伴う主な修正箇所】

- ▶ P80 第1項 避難指示等の実施責任者と措置内容
 避難勧告、避難指示（緊急）→**避難指示**
 近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保の指示→**緊急安全確保措置の指示**
 避難準備・高齢者等避難開始→**高齢者等避難**
- ▶ P82 第2項 避難指示等の発令（発令等に至るまでの状況）
 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始→**高齢者等避難**
 警戒レベル4 避難勧告・避難指示（緊急）→**避難指示**
 警戒レベル5 災害発生情報→**緊急安全確保**
 ※それぞれのレベルに対応する「住民等に求める行動」の記載も修正（道計画を反映）
- ▶ P142 3 避難計画 (1)噴火警戒レベル（表）
 レベル4 避難準備→**高齢者等避難**

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画作成に関する事項

- 法改正前においては、市町村の義務は対象者の名簿を作成することまでであったが、避難行動要支援者の災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成することが市の努力義務となったことについて追記する。
- 市が避難支援等関係者（町会等）と協力し、避難行動要支援者の避難支援を実施する「避難支援等実施者」の確保に努めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や地域の実情を踏まえながら取り組みを進めることなどについて追記する。

【個別避難計画作成に関する主な修正箇所】

▶ P53 第1項 避難行動要支援者名簿の作成 5～8

5 個別避難計画の作成

市が個別避難計画の作成に努める旨記載

6 個別避難計画作成の優先度および作成目標期間と進め方

市が関係者と協力し避難支援等実施者の確保に努めるとともに、国の取組指針における作成取組機関や地域の実情を踏まえながら個別避難計画作成に取り組む旨記載

7 個別避難計画作成に必要な個人情報および入手方法

名簿情報を基に「避難支援等実施者の個人情報」を加える旨記載

8 個別避難計画の更新

- (1) 要支援者や関係者から申出があった場合に随時適切な内容に更新する旨記載
- (2) 庁舎の被災等を想定し、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、個別避難計画情報など適切な管理に努める旨記載

▶ P96 第1項 避難行動要支援者への避難支援

防災関係機関等に対し、要支援者名簿に加え、個別避難計画を提供する旨記載

第2項 避難支援等関係者による避難支援

(避難支援等実施者を含む) 避難支援等関係者の避難支援や安全確保について記載

3. 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正等による修正（新規）

(1) 津波浸水想定の見直しや津波災害警戒区域の指定に伴う事項

- 国が新たに示した巨大地震モデルを基に、北海道が新たに設定した津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定および北海道が示した被害想定について追記する。

【国】	令和2年4月	日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル公表
【道】	令和3年7月	新たな津波浸水想定
	令和4年12月	被害想定（確定版）、減災目標公表
【市】	令和4年7月	津波避難計画修正、同9月新たな津波ハザードマップの作成

P24 北海道が公表した被害想定

① 建物被害（全壊棟数）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	40棟	110棟	110棟
液状化	1,600棟	1,600棟	1,600棟
津波	46,000棟	46,000棟	46,000棟
急傾斜地崩壊	10棟	10棟	10棟
計	48,000棟	48,000棟	48,000棟

② 人的被害（死者数）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	—	—
津波【早期避難率高+呼びかけ】	120人	2,200人	2,900人
津波【早期避難率低】	28,000人	29,000人	22,000人
急傾斜地崩壊	—	—	—

③ 負傷者数

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
早期避難率高+呼びかけ	80人	120人	170人
早期避難率低	940人	810人	730人

④ 低体温症要対処者

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			10,000人

⑤ 避難者数

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者数		74,000人	

(2) 地震防災対策推進地域の指定に伴う「地震防災対策推進計画」の位置づけ

■ 令和3年12月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、科学的に想定しうる最大規模の地震を対象とした被害想定が公表され、南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化することが必要との観点から、令和4年6月、日本海溝・千島海溝地震特措法が改正され、本市は令和4年9月、地震防災対策推進地域の指定を受けたことから、地震防災上緊急に整備すべき施設等、津波からの円滑な避難、後発地震情報への対応等について網羅的に記載した「地震防災対策推進計画」を新たに第6章として位置付ける。

なお、当該推進計画作成後、避難対策事業の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)が適用される「津波避難対策緊急事業計画」についても、今後作成を検討していくものである。

【地震防災対策推進計画の構成 (P161～)】

▶ 第1節 総則

推進計画の目的や災害応急対策として行う事務または業務の大綱

▶ 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

建築物の耐震化、避難場所、避難経路等の整備等

▶ 第3節 災害対策本部等の設置等

災害対策本部の設置、的確かつ円滑な運営や参集計画等

▶ 第4節 地震発生時の応急対策等

国、北海道、関係機関との連絡体制を整備や資機材、人員等の配備等

▶ 第5節 津波からの防護、円滑な避難および迅速な救助の確保に関する事項

▶ 第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

後発地震への注意を促す情報等の伝達、災害応急対策をとるべき期間等

▶ 第7節 防災訓練に関する事項

北海道や自主防災組織等と連携した具体的かつ実践的な訓練の実施等

▶ 第8節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項

市職員等に対する地震災害応急対策を円滑に実施するための教育等

4. その他の修正内容

(1) 市域の災害環境 (P15～)

- ▶ 気象概要、人口、災害履歴等を時点修正する。

(2) 指定公共機関名 (P11、P114、P115)

- ▶ 組織体制の見直しに伴い、「北海道電力株式会社函館支店」を「北海道電力ネットワーク株式会社道南統括支店」に修正する。
- ▶ 組織体制の見直しに伴い、「日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館営業所」を「日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅」に修正する。

(3) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者等 (P12)

- ▶ 空港民営化に伴い、「北海道エアポート株式会社函館空港事業所」を追記する。

(4) 指定緊急避難場所および指定緊急避難所の市民等への周知 (P46)

- ▶ 安全な場所にいる人までもが避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する理解の促進に努めることを追記する。

(5) 要配慮者利用施設の対策 (P54)

- ▶ 津波（新規）を含む各種災害の警戒区域等の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）の所有者または管理者に対し、利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画作成や訓練実施が法律上義務付けられることを追記する。

(6) 情報伝達系統 (P66、P67、P68、P140)

- ▶ 津波警報等にかかる情報伝達系統図について、伝達経路の見直しに合わせて修正する。

(7) 災害時の氏名等の公表 (P103)

- ▶ 死亡・行方不明者等の氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、北海道が定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時における氏名等を公表することを追記する。

(8) ガス施設の応急対策 (P115)

- ▶ 関係団体として、「北海道LPガス協会道南支部」を追記する。

(9) その他の字句の修正等

函館市地域防災計画【改訂の概要】
(令和6年2月)

編集・発行 函館市防災会議
事務局 函館市総務部災害対策課